

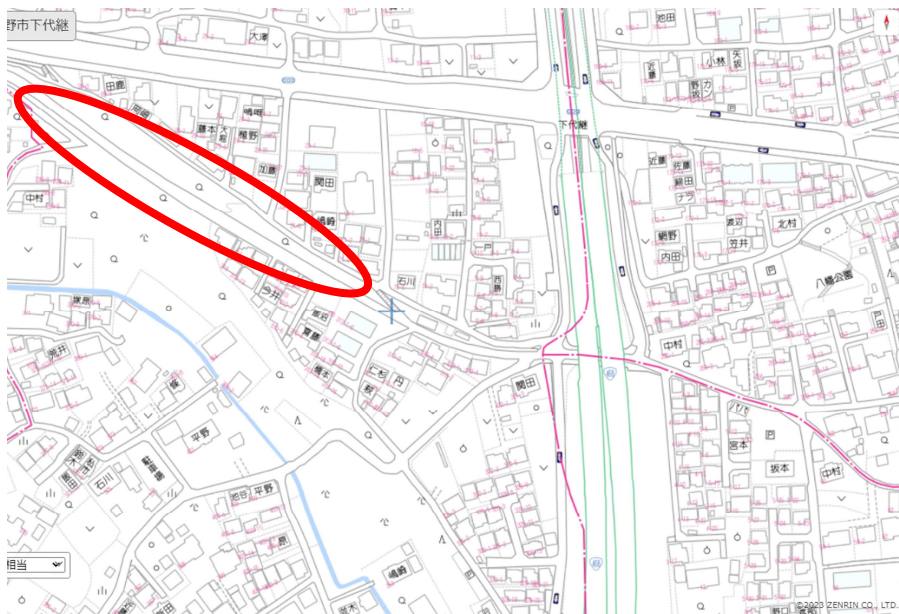
引田・澗上・代継地域における住宅地停留所の新設について（案）

1 経過

地域住民等から下代継310番地付近にチョイソコの住宅地停留所を設置して欲しいとの要望があった。当該区域は急勾配の途中にある住宅地であり、当該区域に居住する高齢者は、急勾配である坂の移動に苦慮しており、デマンド型交通を利用したいと要望がある。

2 当該区域の場所や位置付け

(1) 当該区域の場所（図1）



(2) 当該区域の公共交通対策上の位置付け

- ① 当該区域は、公共交通空白地域（鉄道駅から半径700メートル、バス停から半径300メートルの範囲に入らない地区：グレーの斜線）である。（図2）



- ② 当該区域は、公共交通優先検討区域ではない。このため、当該区域に住宅地停留所を設置していない。(図3)



3 地域住民からの声

本件と類似した意見が、令和4年5月20日に下代継町内会長から、記録はないが、議員数名からも寄せられている。

4 対応の考え方など

(1) 当該区域の特性等

当該区域には、次のような特性等がある。

- ・公共交通空白地域であり、公共交通優先検討区域に近接しているものの、公共交通優先検討区域ではないため、住宅地停留所を設置していない。
- ・公共交通を利用する場合には、図2の五日市街道沿い、滝山街道沿いの西東京バス・るのバスのバス停、図3のチョイソコの住宅地停留所（間坂通り）まで移動する必要があるが、いずれに移動する場合であっても、一定の距離があるとともに坂があるため、容易ではない。
- ・町内会長から意見が寄せられるなど、地域住民からも住宅地停留所の設置を望む声が多い。
- ・議会においても、坂により公共交通の利用が不便な方への対応を求める意見がある。また、公共交通等調査特別委員会においても、チョイソコの実証実験を開始してから一定期間が経過する中で、住宅地停留所の設置場所を公共交通優先検討区域内にこだわらなくても良いのではないかとの意見がある。

(2) 対応の考え方

これまで、チョイソコの住宅地停留所の設置は、公共交通優先検討区域内としてきたところであるが、当該区域については、実質的な状況は公共交通優先検討区域と変わらないこと、さらに坂による不便さがあることなどから、例外的に住宅地停留所を設置することとしたい。

(3) 設置までの手順

例外的に住宅地停留所を設置することから、設置までの手順は次のとおりとする。

- ① 地域公共交通協議会での協議
- ② S&D (株)、横川観光 (株)、西東京バス (株)、との調整
- ③ 住宅地停留所の設置に着手し、チョイソコ通信等で周知